

京都大学立看板規程について (12)

【ご意見・ご要望】（投稿日：2018年3月30日）

「京都大学立看板規程について」に対するご回答によりますと、「第3条の場所以外に学生が立看板を設置したい場合、教育推進・学生支援部厚生課に相談してもらえれば、設置したい場所の敷地を管理する部局をお知らせします」とのことですが、いちいち相談に伺うのも煩雑ですので、どの敷地がどの部局の管理下にあるのかがわかる地図をせめて吉田キャンパスについてだけでも作成・公開していただきますよう、よろしくお願いいたします（むしろ、そのような地図がなければ、どの部局の管理なのかを教育推進・学生支援部厚生課の方が即座に回答できないと思います）。

【回答】（回答日：2018年4月19日）

（総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課）

いただいたご要望については、1つの御意見として承ります。